

教育研究高度化のための支援体制整備事業 審査要項

本事業の目的

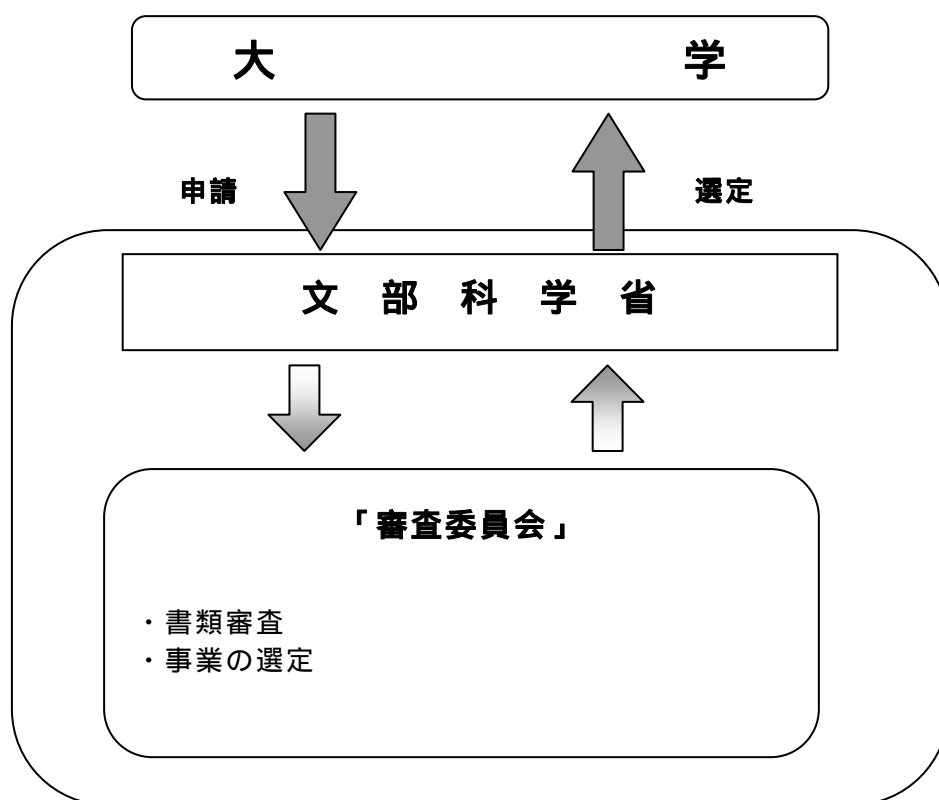
大学において、教育研究を高度化し世界の有力大学と伍するための国際競争力を高め、また、新たなイノベーションの創出を目指していくためには、大学内において、教育研究の質を向上させ、当該学問分野における発展を目指す必要がある。

このため、大学教員・研究者、博士課程学生等が安心して教育研究に専念できるよう教育研究業務やプロジェクトマネジメント等を支援する体制を整備することが必要である。

こうした点を踏まえ、本事業では、博士課程を設置する大学について、特に教育研究支援等の体制整備を図るプロジェクトを先導的な事業として位置づけられるものとして支援するものである。

本事業の審査

審査の客観性を担保するため、教育研究高度化のための支援体制整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、書類審査を実施した上で合議審査によりプロジェクトを選定する。



審査方針

プロジェクトの審査に当たっては、次の点に留意する。

【1 教育研究支援体制の目的・概要・計画全般について】

教育研究支援体制の整備計画全体が着実かつ現実的であり、教育研究活動の高度化が図られ、実現性の高いものとなっているか。

教育研究支援業務が十分に機能するための適切な運営マネジメントが期待できる体制となっているか。

教育研究支援体制の整備にあたり、研究支援者等の雇用及び育成を考慮した将来の発展性が見込まれる計画であるか。

【2 大学の将来構想とこのプロジェクトの関連性について】

大学全体の将来構想において、教育研究支援体制の形成計画が十分戦略的なものとして位置付けられているか。

【3 雇用について】

雇用する人材及び人数は妥当なものであるか。

【4 期待される効果について】

事業の達成目標（教育研究支援体制の整備により、どのように教育研究活動が改善されるのか）が明確に示され効果が妥当であるか。

【5 補助期間終了後の方針等について】

補助期間が終了した後も、教育研究支援者等の確保・育成を含めて、継続的な教育研究支援活動を自主的、恒常的、発展的に運営するための方針及び計画が明確に示されているか。

【6 経費の合理性について】

申請経費の内容は妥当であり、計画上、必要不可欠なものか。

その他

1 申請及び支援等

選定件数は、50件程度とする。

事業規模は、目安として1件当たり4億円程度以上とし、支援対象年度は平成21年度とする。これらの条件に照らして、教育研究支援体制に対応し必要な額であるかという観点から審査を行う。

2 開示・非開示

審査委員会委員の氏名は、公表することとする。

3 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の書類審査については参加しないこととする。

（利害関係者と見なされる場合の例）

- ・委員が選任又は兼任として在職している、又は過去3年以内に在職していた大学からの申請。
- ・委員が役員として在職（就任予定を含む）している大学からの申請。
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請。

4 秘密保持

- ・委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない
- ・委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する